

令和 4年 9月 15日	
資料提供	
担当課(室)	かつらぎ町 危機管理課
担当者	防災係 中 宣行
電話(代表)	0736-22-0300 (内線 2022)



## 県司法書士会と「災害時 被災者相談業務」協定締結

災害が発生した際、住民の不安解消と生活の復興を図ることを目的に、被災者支援のための相談業務を円滑かつ適正・迅速に実施したいという点で、和歌山県司法書士会と合意に至り今回「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結する運びとなりました。

和歌山県司法書士会では、岩出市、紀の川市、新宮市と協定を締結し今回かつらぎ町が4番目、町村としては、かつらぎ町が初めての協定締結となります。

被災者支援のための相談業務に関して、県レベルでの支援体制強化を目的として、平成24年に和歌山県と同協定を締結し災害時市町村との個別の協定締結が必要だと考えておられます。

また、今日の協定締結により、災害時に、住民に復興に関する法制度の情報提供を受けることや、司法書士取扱業務に関する相談を無償で受けることが可能となります。

1. 日 時 : 令和4年9月27日(火) 午前10時から
2. 場 所 : かつらぎ町役場 会議室D  
(住所) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地  
(電話) 0736-22-0300
3. 出席者 : かつらぎ町長 中阪 雅則 (なかさか まさのり)  
かつらぎ町 総括参事 南 典昌 (みなみ のりまさ)  
和歌山県司法書士会 会長 阪本 秀人 (さかもと ひでと)  
和歌山県司法書士会 理事 楠見 郁夫 (くすみ いくお)
4. 内 容 : 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書 締結式

### ポイント

- ・和歌山県下で4番目に、町村ではかつらぎ町が初めての締結になります。
- ・災害時には相談業務は住民の方に無料で対応して頂けます。